

下関市教育委員会 10月定例会 資料

令和7年10月29日(水) 9:30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表……………P 1

[議案]

第49号 指定管理者の指定について(下関市芝学習等供用会館) ……別冊①

第50号 指定管理者の指定について(下関市串学習等供用会館) ……別冊①

第51号 指定管理者の指定について(下関市立青年の家) ……別冊①

第52号 下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則……………P 2

[報告事項]

○令和7年度こども文化パスポート事業の集計結果について……………P 4

○令和7年度歴史文化普及啓発イベントの開催について……………P 5

○令和8年度の学年末休業日変更について……………別冊②

○重要文化財旧下関英国領事館の開館時間の変更について……………P 6

○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について……………P 7

○下関市立小月公民館の臨時休館の延期について……………別冊①

教育委員会定例会 日程表

令和7年10月29日(水) 9時30分から
 下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- 第49号 指定管理者の指定について(下関市芝学習等供用会館) 生涯学習課
- 第50号 指定管理者の指定について(下関市串学習等供用会館) 生涯学習課
- 第51号 指定管理者の指定について(下関市立青年の家) 生涯学習課
- 第52号 下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 中央図書館

日程2

【報告事項】

- 令和7年度子ども文化パスポート事業の集計結果について 教育政策課
- 令和7年度歴史文化普及啓発イベントの開催について 教育政策課
- 令和8年度の学年末休業日変更について 学校教育課
- 重要文化財旧下関英国領事館の開館時間の変更について 文化財保護課
- 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について 生涯学習課
- 下関市立小月公民館の臨時休館の延期について 生涯学習課

日程3

【その他】

■次回開催予定 令和7年11月26日(水)

R7. 11月							R7. 12月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
						1			1	2	3	4	5	6
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				
30														

閉会

下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年10月29日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録証の交付)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第48号）による改正前の下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成17年条例第114号）第2条第3号のサービスの提供を受けている住民基本台帳カード（以下「カード」という。）の交付を受けている者は、資料を館外において利用できるものとする。</u></p> <p>5 登録証又はカードの交付を受けている者は、第10条第2項の規定による再交付を除き、重ねて登録証の交付を受けることができない。</p>	<p>(登録証の交付)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 登録証の交付を受けている者は、第10条第2項の規定による再交付を除き、重ねて登録証の交付を受けることができない。</p>

<p>(利用の手続)</p> <p>第9条 資料を館外において利用しようとする者は、登録証又はカードを提示して、確認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(利用の手続)</p> <p>第9条 資料を館外において利用しようとする者は、登録証を提示して、確認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(登録証の失効)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録証の効力を失う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) カードの交付を受けたとき。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(登録証の失効)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録証の効力を失う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) カードの交付を受けたとき。</p> <p>(6) 略</p>
<p>(登録証及びカードの使用停止)</p> <p>第12条 登録証及びカードの図書館における使用停止に関する事項は、別に定める。</p>	<p>(登録証の使用停止)</p> <p>第12条 登録証の図書館における使用停止に関する事項は、別に定める。</p>
<p>(登録証に係る事項)</p> <p>第24条 第8条第2項、同条第3項、第10条、第11条(第5号を除く。)、第12条及び第13条の規定は、団体の館外利用にこれを準用する。この場合において、第12条中「登録証及びカード」とあるのは、「登録証」と読み替えるものとする。</p>	<p>(登録証に係る事項)</p> <p>第24条 第8条第2項、同条第3項、第10条、第11条(第5号を除く。)、第12条及び第13条の規定は、団体の館外利用にこれを準用する。この場合において、第12条中「登録証及びカード」とあるのは、「登録証」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

下関市住民基本台帳の利用に関する条例の廃止に伴い、関連する下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の所要の条文整備を行うもの。

報 告 事 項
 令和 7 年 1 0 月 2 9 日
 教 育 政 策 課

令和 7 年度子ども文化パスポート事業の集計結果について

令和 7 年度「子ども文化パスポート事業」パスポート利用者の集計結果について、下記のとおり報告いたします。

記

(単位：人)

	パスポート利用者数	
	令和 7 年度 (2025)	前回 (2024)
下関市内 19 施設の 合計利用者数	706人	1,528人

子ども文化パスポート事業 利用者集計表

【対象期間：令和 7 年 7 月 18 日～8 月 31 日】

No	施設名	令和 7 年		令和 6 年		令和 7 年と令和 6 年比較	
		施設利用者	うちパスポート利用者	施設利用者	うちパスポート利用者	施設利用者	うちパスポート利用者
1	下関市立しものせき水族館(海響館)	160,468	318	133,824	1,073	26,644	▲ 755
2	下関市立歴史博物館	2,997	31	2,806	169	191	▲ 138
3	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	1,712	150	1,934	101	▲ 222	49
4	下関市立考古博物館	2,244	45	2,313	100	▲ 69	▲ 55
5	豊田ホテルの里ミュージアム	9,251	31	6,931	28	2,320	3
6	下関市立東行記念館	709	51	684	16	25	35
7	海峡ゆめタワー	11,523	6	11,142	14	381	▲ 8
8	下関市立美術館	7,076	14	1,124	4	5,952	10
9	長府庭園	1,051	1	1,926	3	▲ 875	▲ 2
10	下関市立近代先人顕彰館(田中絹代ぶんか館)	937	3	1,069	3	▲ 132	0
11	下関フィッシングパーク	1,689	47	1,378	3	311	44
12	長府毛利邸	2,015	2	1,730	3	285	▲ 1
13	川瀬温泉交流センター(下関市烏山民俗資料館)	3,146	3	2,613	2	533	1
14	しものせき環境みらい館	3,768	3	11,165	1	▲ 7,397	2
15	リフレッシュパーク豊浦	1,021	0	960	0	61	0
16	大翔館(下関市豊北歴史民俗資料館)	308	0	403	0	▲ 95	0
17	重要文化財旧下関英国領事館	9,611	0	9,837	0	▲ 226	0
18	豊田湖畔公園	4,056	1	4,073	0	▲ 17	1
19	つのしま自然館	1,309	0	-	-	-	-
	合計	224,891	706	195,912	1,520	27,670	▲ 814

<集計表及び利用者数の増減要因>

- ・令和 6 年度と比べ、パスポート利用者は減少している。特に海響館のパスポート利用者が減少している。パスポート利用時の特典は令和 6 年度と変更はないが、リニューアル工事のため 7 月は休館であったため、去年と比較して 7 月の利用者が減少した。

令和7年度歴史文化普及啓発イベントの開催について

令和7年度歴史文化普及啓発イベントの開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名 称 『歴史と文化と自然あふれる海峡の街で挑む
ふるさと発見！ 下関学クイズ王決定戦』
2. 目 的 市内の児童が地域の歴史、文化、自然に積極的かつ自
発的に触れ、理解を促す機会を設け、下関市独自の多
彩な学術文化の普及啓発を行うため、クイズ形式のイ
ベントを開催するもの。児童のふるさと下関への誇り
と愛情を育むとともに、イベント前の事前学習により
市内博物館利用を促進する。
3. 内 容 2択（○×）形式または3択形式の30問程度を出題・
解答するチーム対抗クイズ大会
4. 開催日時 令和7年11月22日（土）10時～12時
5. 会 場 下関市教育センター 3階 大研修室
6. 参 加 者 小学生（主に4～6年生）、150名程度
（1～3名一組のチーム参加）
観覧者 150名程度
7. 参考資料 イベントチラシ

報 告 事 項
令 和 7 年 1 0 月 2 9 日
文 化 財 保 護 課

重要文化財旧下関英国領事館の開館時間の変更について

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり開館時間を変更するので報告いたします。

記

1 開館時間を延長する日時

令和7年11月15日（土）、16日（日）

午後5時から午後9時まで

2 理由

多数の人出が見込まれる「関門海峡キャンドルナイト下関2025」に合わせて本館の開館時間を延長することにより、施設の設置目的のひとつである重要文化財旧下関英国領事館の学術的な価値の普及が図られるとともに、地域の賑わい醸成が期待できるため。

報 告 事 項
令和7年10月29日
生涯学習課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成17年教育委員会規則第73号）第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり下関市青少年補導センター運営協議会から推薦され、市長より委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱

職域関係	解嘱	委嘱
ゆめシティ	いまおか 今岡 よしりのり 良規	あそう 麻生 こうじ 幸治

2. 解嘱日及び委嘱期間

解 嘱 日 令和7年9月30日

委嘱期間 令和7年10月1日から令和9年5月31日まで

3. 報告説明

青少年補導委員の任期（令和7年6月1日～令和9年5月31日）途中の残任期間の委嘱替えを行ったもの。